

# 住民基本台帳(一部)の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項, 住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき, 下記のとおり閲覧状況を公表します。

個人または法人の申出による住民基本台帳の閲覧状況一覧表 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	閲覧日	閲覧した機関などの名称		閲覧目的の概要	閲覧に係る住民の範囲(条件・地域)	
		実施機関	調査委託機関		地区	年齢など
1	9月27日	内閣官房 孤独・孤立対策担当 室	株式会社 サーベイリサーチセ ンター	「孤独・孤立の実態把握の ための全国調査」の対象 者抽出のため	日の出2丁目	16歳以上
2	10月18日	内閣府 大臣官房政府広報室	一般社団法人 中央調査社	政府の政策に関する国民 の意識を把握するため「障 害者に関する世論調査」 を実施するにあたり対象 者抽出のため	日の出5丁目	18歳以上